

道路区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更した。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市中央区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区 間	変更 前後別	敷地の	
				幅員(m)	延長(m)
市道	中央1-190号線	新潟市中央区関屋金鉢山町 53 番 29 地先から 新潟市中央区関屋金鉢山町 53 番 24 地先まで	前	4.0 ~ 4.0	50.8
			後	5.0 ~ 5.0	50.8
市道	南3-21号	新潟市中央区上所三丁目 328 番 4 地 先から 新潟市中央区上所三丁目 334 番 27 地 先まで	前	5.8 ~ 5.8	55.5
			後	5.8 ~ 5.9	55.5
市道	南4-69号線	新潟市中央区鳥屋野三丁目 27 番 23 地先から 新潟市中央区鳥屋野三丁目 27 番 18 地先まで	前	4.5 ~ 5.4	29.2
			後	6.0 ~ 7.0	29.2
市道	南5-9号線	新潟市中央区神道寺南一丁目 175 番 24 地先から 新潟市中央区神道寺南一丁目 175 番 23 地先まで	前	5.0 ~ 5.8	34.5
			後	5.7 ~ 5.9	34.5
市道	南5-32号線	新潟市中央区紫竹山三丁目 501 番 1 地先から 新潟市中央区紫竹山三丁目 500 番 1 地先まで	前	5.7 ~ 6.0	53.8
			後	6.9 ~ 7.2	53.8